

7 危機管理

1 防災

(1) 松本市防災物資ターミナルの管理・運営

災害時物資拠点施設として、令和 2 年 2 月に設置した松本市防災物資ターミナルの管理・運営を行います。

※令和 3 年 8 月に、物資調達・輸送調整等支援システムを使用した訓練を災害協定締結先の日本通運(株)及び中信トラック協同組合と連携して実施しました。

(2) 松本市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、昭和 40 年に本市の防災に関する基本方針などを定めた「松本市地域防災計画」を策定しました。(平成 24 年度以降は毎年見直し)

(3) 松本市国土強靱化地域計画

平成 27 年に策定した「松本市国土強靱化地域計画」について、過去の災害の教訓や気候変動対策と防災対策の連携、デジタル化の加速などの社会背景を踏まえ、令和 3 年度に計画見直しを行いました。

(4) 火山防災対策

市内に位置する活火山(焼岳、乗鞍岳)について、火山防災協議会(气象台、長野県、岐阜県、高山市等の関係機関)と連携して火山噴火災害に対する防災対策を推進します。

ア 焼岳

令和 2 年 11 月 現地調査(協議会)

令和 4 年 3 月 火山防災協議会(書面開催)

イ 乗鞍岳

令和 4 年 3 月 火山防災協議会(書面開催)

(5) 備蓄

災害時の被災者等の生命、身体の安全を確保するため、備蓄物資の充実を図り、計画的に更新しています。

備蓄倉庫は、防災物資ターミナルの他、市内 64 か所に設置しています。

ア 主な備蓄物資

(ア) 発電機、投光器、感染症対策備品等 158 か所の全指定避難所に配備済

(イ) 備蓄食糧 約 65,000 食

(ウ) 携帯トイレの備蓄 約 257,000 枚

(エ) 毛布、敷段ポール 約 12,000 枚 等

イ 孤立災害対策用物資

上高地へ食糧及び毛布を備蓄

ウ 乳幼児用物資

6 歳以下の乳幼児及び保護者用の物資を令和元~3 年度で備蓄

(粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、紙おむつ、下着等)

エ その他、食糧や寒冷対策の使い捨てカイロについては、使用期限切れ分を更新

(6) 避難収容対策

ア 概要

災害時に住居を喪失した被災者、避難指示等に伴う避難者等を応急的、一時的に収容するため、公共（市有）施設を中心に「松本市地域防災計画」に基づく避難所に指定しています。

(ア) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時に、安全が確保される場所または施設で、地震や洪水などの種類ごとに、あらかじめ市が指定するもの

【指定状況】（令和4年4月1日現在）

| 箇所数 | 収容可能人数 | 備 考 |
|-----|----------|------------------------------------|
| 218 | 653,181人 | 小中学校、高校、大学、地区公民館、地区体育館、公園、運動広場、校庭等 |

(イ) 指定避難所

災害発生時に、被災者が一定期間滞在する施設で、あらかじめ市が指定するもの

【指定状況】（令和4年4月1日現在）

| 箇所数 | 収容可能人数 | 備 考 |
|-----|---------|-------------------------|
| 158 | 61,173人 | 小中学校、高校、大学、地区公民館、地区体育館等 |

イ 今後の取組み

指定避難所ごとに平素から運営委員会を立ち上げる取組みを推進しています。

※ 避難所運営委員会設置数 118か所／158か所（令和4年3月末）

(7) 防災訓練の実施

ア 総合防災訓練

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営ガイドライン及び防災物資ターミナル運用マニュアルを実動訓練により検証するとともに、各部局及び防災関係機関において災害発生時の応急対策に関する準備、確認、訓練を実施し、市の災害対応能力の向上を図りました。

《令和3年度実績》

- ・実施日 令和3年8月29日（日）
- ・会 場 防災物資ターミナル
- ・参加者 2団体、職員 136人

イ 図上防災訓練

訓練開始を発災2時間後とし、発災初動期における市役所及び関係機関の災害対策業務等について、ロールプレイング方式による図上訓練です。

《令和3年度実績》

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。

ウ シェイクアウト訓練

同時刻一斉に参加者が身の安全確保を図る行動訓練（一斉防災訓練）

《令和3年度実績》

- ・実施日 令和4年3月11日（金）
- ・会 場 市内全域（自宅、学校、職場等）
- ・参加者 市民及び市民への通勤・通学者等 34,604人/169団体
- ・想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）による地震が午前9時に発生（市内震度6強）

(8) 自主防災組織の育成

ア 補助金交付制度

町会単位による自主防災組織の活性化を推進するため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要となる防災資機材等の購入に対し補助を行っています。

【組織結成及び資機材整備状況】

| 区 分 | | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 令和3年度末 |
|-------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 組織結成状況 | | 484 町会(結成率 99.2%) | 483 町会(結成率 99.2%) | 483 町会(結成率 99.2%) |
| 交付状況 補助金 | 資機材等整備 | 102 件 | 100 件 | 101 件 |
| | 避難所訓練 | 9 地区、2 避難所 | 3 地区、2 避難所 | 5 地区 |
| | 除雪機整備 | 0 件 | 3 件 | 1 件 |

イ 出前講座

主に町会単位で結成される自主防災組織を対象に防災に関する出前講座を行い、自主防災組織活動の活性化を図るものです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年5月31日～10月1日及び令和4年1月1日から3月18日まで出前講座事業を中止しました。

講師：危機管理課職員

内容：危機管理及び災害対策全般（開講数 36 回、参加者 2,512 人）

(9) 災害時等情報伝達手段

ア 防災行政無線

緊急・災害時において、市民に迅速、正確な情報を提供するため、防災無線の整備を進めています。

| 移動系防災無線 | | 同報系防災無線 | | |
|-------------|---|------------|---|----------------------------|
| 旧松本・梓川・波田地区 | | 旧松本地区 | | |
| 設置年度 | 平成 15～24 年度 | 設置年度 | 平成 24～26 年度 | |
| 統制局 | 市民芸術館 | 親局 | 市民芸術館 | |
| 副統制局 | 市役所（危機管理部・宿直室） | | 市役所（危機管理部） | |
| 中継局 | 芥子坊主農村公園、中山霊園 | 中継局 | 芥子坊主農村公園 | |
| 移動局 | 305 台 | 屋外拡声子局 | 308 局（30 年度 1 局増設） | |
| | 半固定局 153 台 | | 戸別受信機 | 717 カ所 |
| | 車載型 30 台 携帯型 122 台 | | | 指定避難所、町内公民館、 要援護者施設等に設置 |
| 四賀・安曇・奈川地区 | 移動系防災無線の電波が届かない四賀・安曇・奈川地区については、衛星携帯電話を配備済み。 | 梓川・波田地区 | 平成 29・30 年度に旧松本市のシステムを梓川・波田地区へ拡大（遠隔制御装置 2 台、屋外拡声子局 71 局、戸別受信機 95 台） | |
| 機器更新 | 令和 3 年度に、上記移動局 305 台のうち、平成 19 年以前に配備をした古い移動局 209 台を更新・配備する工事契約を締結 工事期間 R3～R4 | 四賀・安曇・奈川地区 | 携帯電話回線を利用した屋外拡声子局とCATV回線を利用した音声告知端末を地区内全世帯に配備する工事契約を締結 工事期間 H30～R4 | |

イ 災害電話サービス

「避難・避難所に関する情報」及び「国民保護情報」の情報など、防災行政無線で放送した内容を、事前に申請登録した固定電話若しくはFAXにお知らせします。（携帯電話やスマートフォンを使用していない方等対象）

ウ その他の情報伝達手段

災害、気象、火災情報のほか、国からの緊急情報（全国瞬時警報システム(Jアラート))等を、松本安心ネット、携帯電話会社の緊急速報メールにより、市民等の携帯電話及びパソコンにメールを配信しています。

(10) 原子力災害への備え

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、周辺の原子力発電所事故等により、万一、本市に放射能被害が及んだ場合に備え、次の防災対策を実施しています。

ア 安定ヨウ素剤の備蓄

放射性ヨウ素の被ばくに対する防護措置として、40歳未満の市民と観光客等市内滞留者用の安定ヨウ素剤約12万人分（3歳未満は分包薬、3歳以上は丸薬）を備蓄しています。

イ 保管場所

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・丸薬（市民用） | 市立小学校 28か所 |
| ・丸薬（市内滞留者用） | 松本薬剤師会会営薬局等 4か所 |
| ・分包 | 同上 |

2 国民保護

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し市民生活に及ぼす影響を最小とするための措置を実施するものです。

(1) 主な事務事業

- ア 啓発
- イ 全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備
- ウ 安否情報収集・提供体制の整備
- エ 避難実施要領のパターンの作成
- オ Em-netの整備

3 防犯

(1) 特殊詐欺被害防止対策

平成27年9月4日の特殊詐欺非常事態宣言発令以降、被害防止対策に取り組んでいます。

- ・ 被害防止街頭啓発活動（新型コロナウイルス感染症防止の観点から3回実施）
- ・ 特殊詐欺電話被害防止対策機器180台を高齢者世帯に貸出
- ・ 「電話でお金詐欺」の予兆電話が多くあった場合は、警察と連携し松本安心ネット等により市民に注意喚起

(2) 防犯対策

防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ整備事業（平成31年3月竣工、更新3台・増設5台）